

■ベトナム法整備支援第60回本邦研修

2018年6月19日から同月29日までの間、東京において、ベトナム最高人民裁判所の裁判官等10名を対象に「ベトナム法整備支援第60回本邦研修」を開催しました。

ベトナムでは、2018年3月から、ハイフォン市内の裁判所において、試験的に調停制度が導入されています。今後、同年9月までに実施された調停の実績を参考にして、本格的に調停制度を導入していくことになるようです。

今回の研修は、ベトナム最高人民裁判所にとって調停の制度設計や人材育成の参考になるように、日本の和解及び調停制度に関する知見を提供するために実施されました。

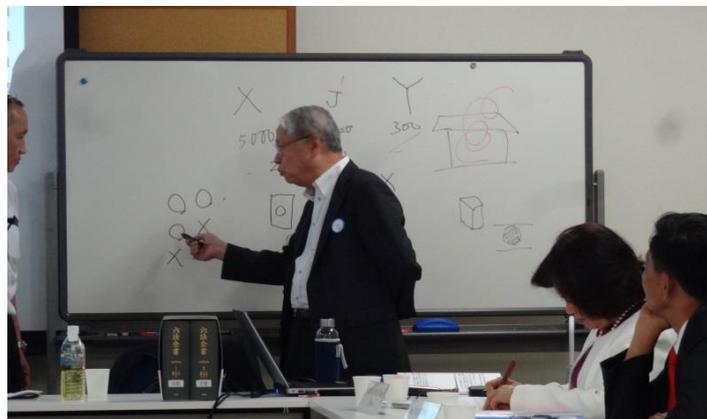
研修において、日本の和解や調停に関する歴史、手続の流れ、判決と比較した場合のメリット・デメリット、各国の制度の比較といった幅広い内容の講義が行われたほか、調停人としての技術を学ぶための調停人養成トレーニングの演習も行われました。

また、調停室等を見学するために東京簡易裁判所（墨田庁舎）及び東京家庭裁判所を訪問し、さらに、最高裁判所を訪問して調停委員の任命について説明を受けるなどしました。

研修員との意見交換も行われ、研修員からは、試験的に導入した調停の成立率は今のところ67.2パーセントであり好調であることや、今後、調停の根拠法を制定し、日本の制度を参考にしながら調停の本格的導入を目指すことなどが説明されました。



【法務省にて集合写真】



【和解の事例に関する講義の様子】



【調停人養成トレーニングの演習中】